

令和7年1月17日（金）

防災地域建設委員会資料

報告事項

1. 境港の特定利用港湾の候補選定に係る県の対応について
(防災危機管理課／土木部港湾空港課)・・・P 1
2. 島根原発2号機の再稼働に係る県の対応について
(原子力安全対策課)・・・・・・・・・・P 2

防 災 部

境港の特定利用港湾の候補選定に係る県の対応について

1. 概要

国は総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要に応じて空港・港湾を円滑に利用できるよう、「特定利用空港・港湾」の指定を進めている。

昨年11月、境港が特定利用港湾の候補となり、国から境港管理組合に対して、指定に関する確認書「円滑な利用に関する確認事項」を締結したいとの申し入れがあった。

境港管理組合は、関係自治体（鳥取県、島根県、松江市、境港市）及び港湾利用者（主要荷主、港湾運送事業者、漁協等）に意見照会を行い、懸念事項や要望を取りまとめ、国の対応方針を確認することとしている。この意見照会に対して、島根県からは、下記のとおり回答を行った。

境港管理組合では、関係自治体及び港湾利用者等の意見を踏まえ、今年度末を目途に確認書の締結の可否を回答する予定である。

2. 島根県の回答内容

- (1) 境港は島根半島の直近に位置しており、島根半島における防災対策の迅速化、円滑化が期待できることから、必要なインフラ整備を着実に進めること
- (2) 他の空港や港湾の整備に支障が生じないよう必要な予算を確保すること
- (3) この取組を進めるに当たっては、地域に不安や懸念が生じることがないように、引き続き、県や地元市への丁寧な説明を行うこと

3. 経過

令和6年10月7日	国から境港管理組合及び関係自治体に対して説明
11月22日	国から境港管理組合に指定に関する確認書の締結の申し入れ
11月27日	境港管理組合から関係自治体に対して意見照会
12月12日	防災地域建設委員会に意見案を報告
令和7年1月16日	島根県から境港管理組合に対して意見を回答

島根原発2号機の再稼働に係る県の対応について

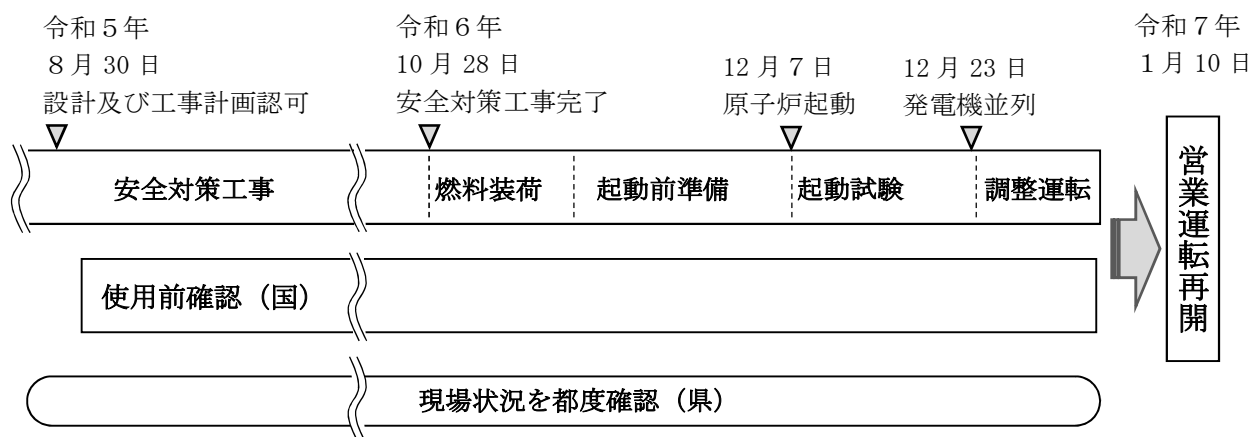
1. 再稼働工程に係る主な経過

- 令和5年8月30日 原子力規制委員会が設計及び工事計画を認可
(再稼働に必要となる工事や検査の内容が決定)
- 9月11日 中国電力が原子力規制委員会へ使用前確認を申請
- 令和6年10月28日 中国電力が安全対策工事の完了を公表し、燃料装荷を開始
- 12月7日 原子炉起動
- 12月23日 発電機並列
- 令和7年1月10日 営業運転再開 (原子力規制委員会による使用前確認が終了)

2. 県の対応

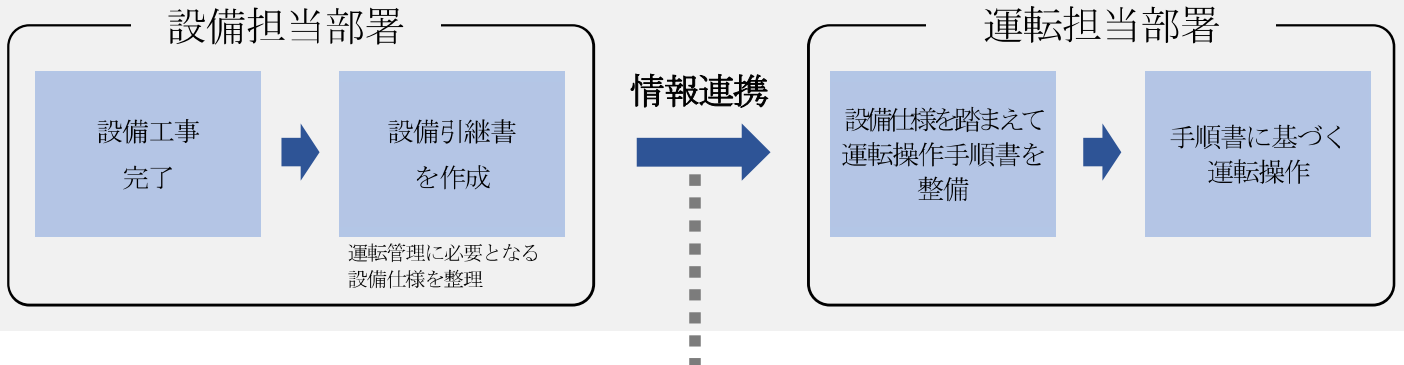
- (1) 安全対策工事に伴う機器据付や性能試験等の状況を現場で確認
- (2) 工事完了後は燃料装荷や原子炉起動など、営業運転再開までの主要なタイミングで都度現場に立ち会い、機器操作や検査等の状況を確認
- (3) 原子炉起動後の工程に関しては、主要な工程の計画及び実績を連絡するよう中国電力へ求め、その進捗を厳正に確認
- (4) 令和6年12月12日に原子炉水位計の異常に係る通報を受けて立入調査を行い、機器の故障が無いことを確認するとともに、再発防止策検討を中国電力に指示
- (5) 上記の通報事象に関し、当該水位計の仕様の引継ぎ(手順書への反映)や、他設備の状況確認等の対策が完了していることを確認
(12月19日に中国電力が原因と再発防止策を公表)

【参考：島根原発2号機の再稼働に係る工程】

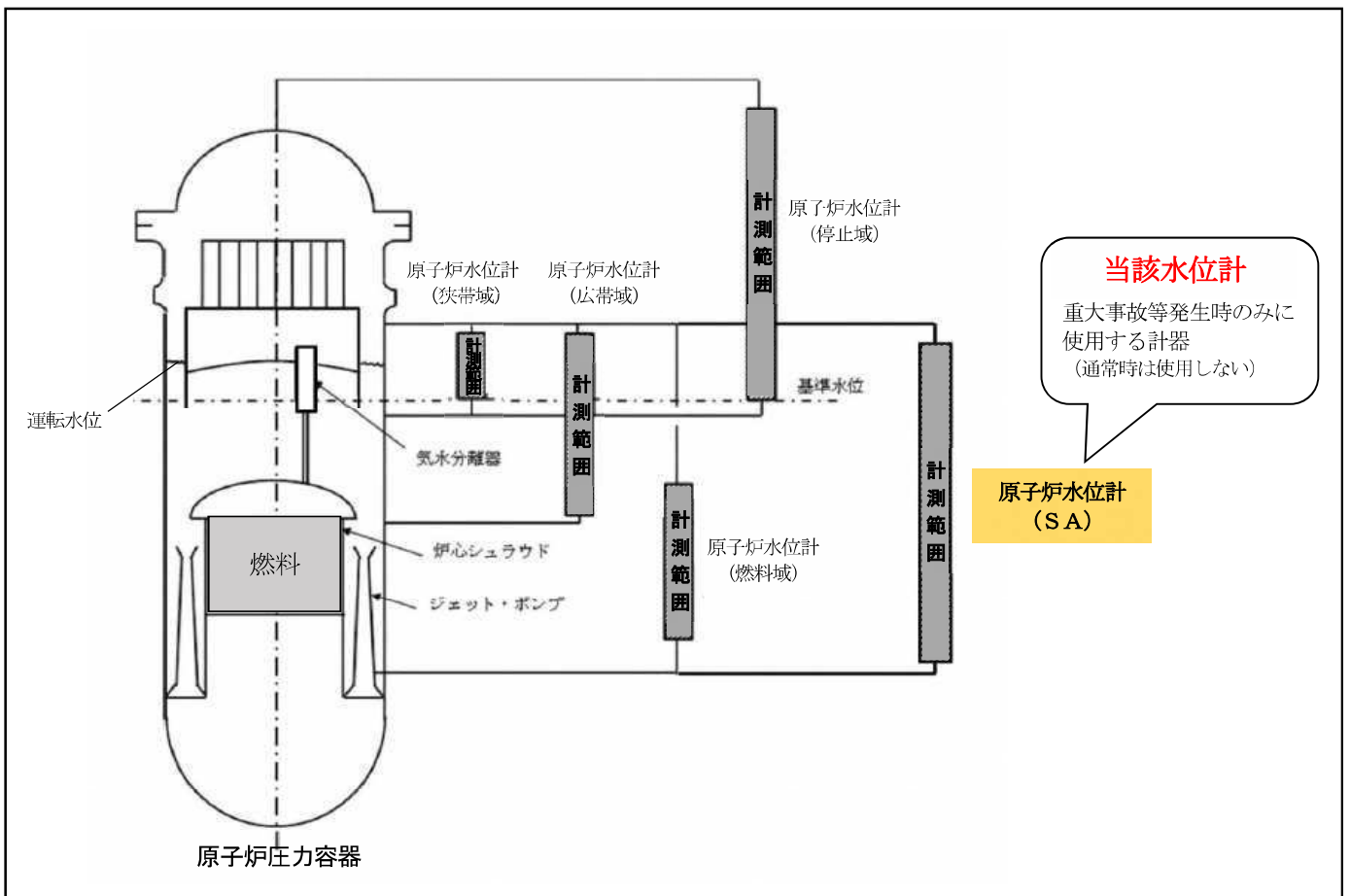


本事象の概要

○情報連携の流れ



本事象の原因	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時に使用する水位計（以下、「当該水位計」）の仕様のうち、通常運転中に測定範囲の上限を超える水位を示すことは異常ではない（正常動作の範囲内である）ことについての情報連携が十分ではなかった
対策	<ul style="list-style-type: none"> 当該水位計の設備仕様を踏まえた判断基準を運転操作に係る手順書に反映するとともに、事例教育を実施 当該水位計以外の安全対策設備については、適切な情報連携が行われており、実際の使用環境下での起動試験工程において、運転操作手順が適切であることを確認



原子炉水位計計測範囲および目的の概要図